

# 令和の都だざいふ 太宰府市中小企業事業資金融資



融資限度額 **「1,000万円」**

融資期間：7年以内  
(据置6ヶ月以内)

「無担保」「低利率」で安心！

保証人については、原則法人の代表者のみとし個人は不要

年利

**1.4%**

利率は変動します

2024.4.1現在

メリット

借入をする際、保証協会へ保証料を支払って「公的な保証人」をつけますが

**その保証料を太宰府市が全額補助！**

- ※1 借入を期間内に完済後、申請が必要です。申請書類等は市からお送りします。
- ※2 借入日から全額返済した日までの間、市内に住所又は主たる事業所を有し、かつ、引き続き事業を営んでいることが条件です。
- ※3 申請の期限は、借り入れた事業資金を全額返済した日の翌日から起算して1年以内です。
- ※4 融資期間が延長されたときは、補助の対象としません。



## ご利用の要件

- ① 市内に住所または主たる事業所を有する
- ② 引き続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる
- ③ 市税の滞納がないもの
- ④ 中小企業者

## 資金使途

運転資金

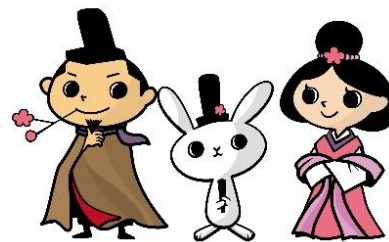
仕入資金/買掛金・手形の決済  
給与等 諸経費の支払

設備資金

工場・店舗の改築  
車輛購入など(要見積もり)

## 申込に必要な書類

1. 信用保証委託申込書(借入申込書、信用保証委託契約書一式) + 個人情報の同意書  
(商工会用・金融機関用・保証協会用)
2. 太宰府市の市税に滞納がないことの証明書
3. 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本(発行後1か月以内のもの)
4. 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)(法人・個人)の両方
5. 許認可を必要とする業種にあっては、その許認可証の写し
6. 飲食業の場合は、風俗営業でない旨の宣誓書
7. 設備資金の申込にあっては、見積書及び図面
8. 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績
9. 建設業の場合は、受注工事明細書
10. 決算書2期分、納税申告書等の写し(決算より6ヶ月以上経過している場合は残高試算表が必要)
11. その他、福岡県信用保証協会が必要と認める書類



## 取扱金融機関

2024.4.1現在

- 西日本シティ銀行(太宰府・五条・二日市・白木原・春日・惣利・南ヶ丘)
- 福岡銀行(太宰府・二日市・下大利・南ヶ丘・宇美・春日原)
- 筑邦銀行(二日市・大野)
- 佐賀銀行(二日市)
- 福岡中央銀行(ひまわり台出張所・大利・雑餉隈・大橋・二日市)

まずは  
お気軽に  
ご相談を

【融資に関すること】

太宰府市商工会

TEL: 092-922-4345 太宰府市観世音寺1-2-1

【保証料補助に関すること】

太宰府市観光経済部産業振興課

TEL: 092-921-2121 太宰府市観世音寺1-1-1